

## 「納税者の権利保障」の制定放棄に抗議する決議

今国会で審議されている「国税通則法の一部改正案」（所得税法等の一部を改正する法律案第17条）は「納税者権利憲章」の制定を標榜しながら、財務省、国税庁筋の意向を強く反映して、その実質において課税権力の強化と納税者側のぜい弱化を図っている。とりわけ税務調査や課税処分の実務において法的な根拠もないまま課税側の都合で行われてきた「慣行」に法律的な裏付けを付与するものもあり、納税者の権利保護の立場から遠く隔たるものがあつた。自由法曹団は、2011年2月19日付「批判意見書」を發表して、団員が取組んできた経験をもとに批判的な見解を明らかにした。そのなかで「納税者権利憲章」を「基本理念を明確にし、裁判規範として機能する」ために政令などではなく法律で定めるべきことを指摘したうえ、各論的には「質問検査権の拡大強化（物件の提出もしくは提出）の削除」「事前通知の徹底」「調査理由の明記」「質問検査権の限界の記載」「反面調査の補充性」「一事不再理」「修正申告勧奨の削除」など、これまでの税金裁判の成果などをふまえた具体的な提言をも行った。

ところが、政権基盤の脆弱化を露呈する情勢のもとでこれに乗じた策動が進められ、「納税環境整備が進展するよう成案をうる」との民主、自民、公明の「3党合意」（6月8日）がなされ、臨時国会を目前にした政府税制調査会が遂に「納税者の権利憲章」の立法化を断念と報道（10月8日付朝日新聞など）されるにいたり、それ裏付ける税調の資料についても存在が明らかとなった。その資料によれば、「税務調査手続」では「現行運用上の取扱いを『法律上明確化』したものは残すが、新たな追加手続きは「見送り」としたうえ、「納税者権利憲章の策定等」については「見送り」と明記しているのである。

帳簿書類等の「提出」「借用」等の取扱いは法令上明確化する、「更正の請求期間の延長（5年）」や処分の「理由附記等」についても残すとしているが、これらは、課税側による調査継続期間の延長や白色申告者に対する記帳義務とセットとされており、これのみでは、納税者の立場から積極的評価を行うには値しない。また法律の名称からも「権利」の文字は削除される。「納税者の権利保障」の完全放棄である。その意図するところは、国税通則法の全面改正の形式をかりながら、課税権力のいっそうの強化と納税者側のさらなる劣位という「納税環境の整備」を税務行政のうえに現実化させるものにほかならない。税務当局の「悲願」の達成ともいえよう。納税者の政府に対する信頼と期待を完全に裏切るものである。我々は、これら一連の策動に強い怒りをこめて抗議するとともに今後も納税者の権利の真の確立と前進を目指す闘いに参加し力の限り奮闘する決意である。

2011年10月22日

自由法曹団東京・お台場総会